

連載

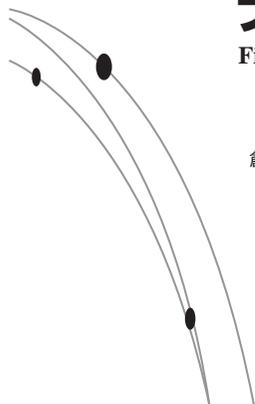
フィールド・アイ

Field Eye

ウガンダから——①

創価大学教授 西浦 昭雄

Akio Nishiura



ウガンダの労使関係

先月号ではケニアの労使関係について紹介したが、ウガンダについても2006年9月と2010年2月にフィールド調査を実施した。ウガンダを対象にしたのは、ケニアと同じ東アフリカに位置し、イギリスの植民地を経験している両国の労使関係や労働者保護制度を比較することによって、各国固有の課題なのか、東アフリカ共通の課題であるかを峻別できると考えたからであった。

最初に振り返りを兼ねて、ケニアとウガンダの最低賃金制度と団体協約について概括したい。まず最低賃金制度については、ケニアでは毎年のように更新されているが、ウガンダでは実質的にない状況が続いている。団体協約については両国で実施されているが、ケニアの方が活発である。しかし、団体協約交渉の開始条件は、ケニアでは労働者の過半数が労働組合に加入していることが条件であるが、ウガンダでは、2006

年に労働組合法が改正されて過半数の必要がなくなった（表1参照）。

次に表2は、ケニアとウガンダの本章に関連するILO条約の批准状況をまとめたものである。第98号「団結権及び団体交渉権条約（1949年）」は両国とも批准している。第87号「結社の自由及び団結権保護条約（1948年）」については、ウガンダは2005年に批准しているが、ケニアは未批准のままである。反対に、第131号「最低賃金決定条約（1970年）」にはケニアは批准しているが、ウガンダが未批准である。

ウガンダは1980年代の混乱後に復興をとげ、同国の経済成長率は1990～2000年が7.1%、2000～2007年が7.1%であった。なかでも製造業は同期間、14.1%、6.6%と好調である。ウガンダの2005年度の失業率は国全体では1.9%と低かった。しかし、都市部の失業率は6.9%であった。そのウガンダで深刻なのは不完全雇用（underemployment）問題である。2002年度には賃金労働者の3分の1にあたる人々の就業時間が週40時間未満となっており、不完全雇用の状態にあるとされた。不完全雇用の割合は、無給家内労働やその他自営になると上昇する。なお、不完全雇用に関する男女差は、無給家内労働では、不完全雇用の割合は男性が55%、女性が69%と顕著であるが、賃金労働者ではそれぞれ33%、34%と男女差はみられない。

さらに、ウガンダでは「ワーキング・プア」の存在が指摘されている。2005年度のウガンダの貧困人口比率は、農村で34%、都市で14%、全国で31%であった。ウガンダにおける世帯主の職種別貧困者の割合を見ると、穀物生産農家の失業率は1999年度の39%か

表1 ケニアとウガンダの最低賃金制度と団体協約

	ケニア	ウガンダ
最低賃金制度	あり（毎年のように更新）	実質的になし
団体協約	実施（活発）	実施（今後、活発になる可能性）
団体協約交渉の開始条件	労働者の過半数が労働組合に加入	過半数条件なし

出所：西浦昭雄「ケニア——製造業の高賃金と低雇用」山形辰史編『貧困削減戦略再考』岩波書店、2008年。

表2 ケニアとウガンダのILO条約の批准状況

	ケニア	ウガンダ
第87号 結社の自由及び団結権保護条約（1948年）	未批准	2005年 批准
第98号 団結権及び団体交渉権条約（1949年）	1964年 批准	1963年 批准
第131号 最低賃金決定条約（1970年）	1979年 批准	未批准

出所：表1と同じ。

ら2002年度には50%に増加した。世帯主が働いていない場合の貧困者割合は減少傾向にあり、60%（1996年）から38%（2002年度）に減少した。しかし、製造業の場合は、貧困者の割合は23%（1999年度）から28%（2002年度）に増加した。これは、製造業従事者が世帯主である世帯の4分の1以上が貧困におちいていることを意味している。

さて、ウガンダの最低賃金制度は独立直後の1964年にスタートしたが、1984年に6000シリングに更新されて以来、この額で凍結されている。この値は現在の通貨価値からすると月額3ドルにすぎず、実質的な意味を持っていないといつてよい。

しかし1995年には新たに最低賃金審議会が設置され、同審議会は最低賃金を7万5000シリングにすることを答申したが、最終的に5万8350シリングで政府案がまとまった。この案が1998年になって初めて閣議にかけられたが、ムセベニ大統領は、これが投資の逃避を通じて経済成長の阻害要因になることを危惧し、現在も凍結したままである。しかしながら、労働組合のみならずウガンダ経営者連盟（FUE）でさえもウガンダにおいて最低賃金制度は必要であるとの見解を示している。その後、ウガンダでは2007年中に審議会の再設置と、最低賃金制度導入の検討が再開されるとの見通しもあったが、2010年2月に再びウガンダを訪れた際に状況を確認したところ大きな進展はなかった。

ウガンダの賃金水準をドル換算すると、民間部門の平均所得は120ドルであるが、公務員の賃金の最低額は38ドルである。UNIDOのデータベースによれば、衣料産業労働者の平均月収は35ドルで国際貧困水準をわずかに上回る水準である。最低賃金審議会が最終的に答申した5万8350シリングを当時の為替レートでドルに換算すると、衣料産業の賃金を上回る47ドルとなる。しかし、首都であるカンパラ市の世帯平均支出は167ドルであり、複数の収入源がないと生活できない状況にある。

ウガンダの代表的な労働組合には中央労働組合連合

（NOTU）がある。NOTUは17の産業別の傘下労働組合によって構成されている。NOTUによれば、組合員数は35万人で、組合加入率は3.5%である。それは、長く続いた独裁政権の下、ウガンダでは労働組合運動が制約されていたためであると考えられている。2005年にウガンダは、ILO基本条約である第87号「結社の自由及び団結権保護条約（1948年）」を批准した。さらに2006年には労働組合法を改正し（Trade Union ActからLabour Union Act 2006に変更）、団結権、団体交渉権を拡大した。これにより組合活動が容易になり、NOTU以外の労働組合のナショナル・センターが誕生した。

一方使用者の団体としてはFUEがある。FUEには36の大手企業が加盟し、労使関係の助言サービスを担当している。ウガンダにも団体協約が存在している。ケニアとは異なり、2006年の法改正によって過半数の労働者を確保しなくても交渉を開始することができるようになった。まず、労働組合側は、企業側に交渉を要求し、両者の間で認定合意書が交わされると正式な交渉が開始される。その後、労働組合側から団体協約案が提示され、これに対し企業側から対案が出されて交渉し、合意に至った場合は労使裁判所で登録する。合意に至らなかった場合は、労働管理官による斡旋を行い、それでも当事者間の合意を得られない場合は労使裁判所で判決を行う。労使裁判所の判決まで持ち込まれるケースはケニアに比べて明らかに低く、2005年は2件のみであった。ウガンダでは、労働組合の結社が容易になったこともあり、今後は団体協約が増加するものと予想されている。

このようにケニアとウガンダとは隣の国とはいえ、最低賃金制度や労働組合については異なっており、労使関係を考えるにあたっては背景を正確に理解していくことが求められる。

にしうら・あきお 創価大学教授。最近の論文に「ケニア——製造業の高賃金と低雇用」（山形辰史編『貧困削減戦略再考』岩波書店、2008年）など。アフリカ経済論専攻。